

令和六年七月五日（金曜日）午前十一時一分 開議

議事日程第五号

令和六年七月五日（金曜日）午前十時開議

- 第一 議第九十四号 令和六年度山形県一般会計補正予算（第一号）
- 第二 議第九十五号 令和六年度山形県電気事業会計補正予算（第一号）
- 第三 議第九十六号 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第四 議第九十七号 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第五 議第九十八号 山形県県税条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第六 議第九十九号 山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第七 議第百号 山形県過疎地域の持続的発展の支援に関する県税課税免除条例の一部を改正する条例の制定について
- 第八 議第百一号 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 第九 議第百二号 山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第十 議第百三号 山形県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第十一 議第百四号 山形県青少年健全育成条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第十二 議第百五号 山形県誰もががんと知り、県民みんなでがんの克服を目指す条例の一部を改正する条例の制定について
- 第十三 議第百六号 山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第十四 議第百七号 一般県道余目松山線道路施設長寿命化対策事業庄内橋橋梁下部工事（P3）請負契約の一部変更について
- 第十五 議第百八号 一般県道余目松山線道路施設長寿命化対策事業庄内橋橋梁下部工事（P5）請負契約の一部変更について
- 第十六 議第百九号 パーソナルコンピュータの取得について
- 第十七 議第百十号 除雪機械の取得について
- 第十八 議第百十一号 大浜西埠頭港湾用地の処分について
- 第十九 議第百十二号 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所の事故に基づき生じた損害賠償の和解のあっせんの申立てについて
- 第二十 議第百十三号 令和五年度山形県一般会計補正予算（第九号）の専決処分の承認について
- 第二十一 議第百十四号 山形県県税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
- 第二十二 発議第十一号 山形県鳥獣被害防止対策の推進に関する条例の設定について
- 第二十三 発議第十二号 山形県子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 第二十四 発議第十三号 山形県笑いで健康づくり推進条例の設定について
- 第二十五 請願
- 第二十六 発議第十五号 防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書
- 第二十七 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程第五号に同じ。

出席議員（四十三名）

- 一番 石川 渉 議員
- 二番 齋藤 俊一郎 議員
- 三番 橋本 彩子 議員
- 四番 松井 愛 議員
- 五番 石川 正志 議員
- 六番 江口 暢子 議員
- 七番 阿部 恭平 議員

八	番	鈴木	学	議員
九	番	伊藤	香織	議員
十	番	石塚	慶	議員
十一	番	関	徹	議員
十二	番	阿部	ひとみ	議員
十三	番	梅津	庸成	議員
十四	番	今野	美奈子	議員
十五	番	高橋	弓嗣	議員
十六	番	佐藤	文一	議員
十七	番	相田	日出夫	議員
十八	番	佐藤	正胤	議員
十九	番	遠藤	寛明	議員
二十	番	相田	光照	議員
二十一	番	遠藤	和典	議員
二十二	番	菊池	文昭	議員
二十三	番	高橋	淳	議員
二十四	番	青木	彰	議員
二十五	番	石黒	覚	議員
二十六	番	梶原	宗明	議員
二十七	番	五十嵐	智洋	議員
二十八	番	能登	淳一	議員
二十九	番	柴田	正人	議員
三十	番	洪間	佳寿美	議員
三十一	番	矢吹	栄修	議員
三十二	番	小松	伸也	議員
三十三	番	吉村	和武	議員
三十四	番	高橋	啓介	議員
三十五	番	木村	忠三	議員
三十六	番	加賀	正和	議員
三十七	番	森谷	仙一郎	議員
三十八	番	榎津	博士	議員
三十九	番	奥山	誠治	議員
四十	番	伊藤	重成	議員
四十一	番	船山	現人	議員
四十二	番	田澤	伸一	議員
四十三	番	森田	廣	議員

説明のため出席した者

知事	吉村	美栄子	君
副知事	平山	雅之	君
企業管理者	松澤	勝志	君
病院事業管理者	阿彦	忠之	君
総務部長	岡本	泰輔	君
みらい企画創造部長	小中	章雄	君
防災くらし安心部長	中川	崇	君
環境エネルギー部長	高橋	徹	君
しあわせ子育て応援部長	西澤	恵子	君
健康福祉部長	柴田	優	君
産業労働部長	岡崎	正彦	君
観光文化スポーツ部長	大泉	定幸	君

農林水産部長	星	里香子	君
県土整備部長	小	林	寛
会計管理者	山	田	敦
財政課長	大	村	敏
教育長	高	橋	広
公安委員会委員長	柴	田	曜
警察本部長	鈴	木	邦
代表監査委員	松	田	義
人事委員会委員長	安	孫	子
人事委員会事務局長	荒	木	泰
労働委員会事務局長	鈴	木	和

午前 十一時 一分 開 議

○議長（森田 廣議員） これより本日の会議を開きます。

日程第一議第九十四号議案から日程第二十五請願まで  
（各常任委員長報告）

○議長（森田 廣議員） 直ちに日程に入ります。

日程第一議第九十四号令和六年度山形県一般会計補正予算第一号から、日程第二十五請願までの二十五案件を一括議題に供します。

これら案件に対する審査の経過と結果について、各常任委員長より報告を求めます。

報告の順は私から指名いたします。

文教公安常任委員長阿部ひとみ議員。

○文教公安常任委員長（阿部ひとみ議員） 文教公安常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第九十四号中本委員会所管分及び議第百六号の二議案であります。

これら案件の審査に当たりましては、執行部から説明を聴取し、審査の徹底を期したのであります。

審査の過程におきましては、付託議案はもとより所管行政の各般にわたり終始活発な質疑・質問がなされたのであります。

以下、その主な事項について申し上げますと、「県立高等学校における管理運営と施設整備の予算配分について。また、施設整備と併せ少子化を踏まえた今後の県立高等学校の再編整備を検討すべきと考えるがどうか」「交差点における交通事故の発生状況や交通事故防止対策について。また、効果が最大限発揮されるような適切な信号機の設置について」「学校における熱中症対策についてはハード、ソフトの両面から取組を進める必要があると考えるがどうか」「産業系高等学校において産業教育の充実を目的として学校の特色化と魅力化に取り組むフューチャープロジェクトの実施状況及び今後の進め方について」「警察職員の育児休業の取得状況及び女性警察職員の働きやすい職場環境づくりについて」「警察職員の採用状況及び定年延長による六十歳以上の警察職員の勤務状況について」「高齢者に係る交通事故の発生状況及び事故防止に向けた対策について」「高校生の自転車通学時のヘルメット着用率向上に向け学校における積極的な取組が必要と考えるがどうか」「県立高等学校の魅力向上に向け各学校の情報を広く掲載している山形県立高等学校ポータルサイトの運用及び情報発信の状況について」など、各般にわたり質疑・質問、意見の開陳及び課題解決に向けた提案等がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本委員会に付託になりました二議案については、全員異議なくいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、さきの定例会より継続審査に付されておりました請願一件の審査結果について申し上げます。

請願一三号については、なお調査検討の要ありと認め継続審査に付すべきものと決定いたしました。

以上をもって文教公安常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（森田 廣議員） 厚生環境常任委員長遠藤和典議員。

○厚生環境常任委員長（遠藤和典議員） 厚生環境常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第九十四号中本委員会所管分、議第九十七号、議第三百号から議第五百号まで及び発議第十一号から発議第十三号までの八議案であります。

初めに、知事提出議案であります議第九十四号中本委員会所管分、議第九十七号及び議第三百号から議第五百号までの五議案について御報告申し上げます。

これら案件の審査に当たりましては、執行部から説明を聴取し、審査の徹底を期したのであります。

審査の過程におきましては、付託議案はもとより所管行政の各般にわたり終始活発な質疑・質問がなされたのであります。

以下、その主な事項について申し上げますと、「循環型社会の形成に向けた産業廃棄物税を財源とする補助事業の実施状況について」「医療施設及び介護施設における物価高騰による経営上の影響に対する県の認識及び今後の対応について」「新型コロナ関連の支援メニューの終了及び物価高騰による影響が懸念される中、低所得のひとり親世帯に対する県産米提供事業の実施状況について」「現在の県立河北病院における産婦人科医の配置状況及び妊婦の受診状況について。また、西村山地域で検討中の新病院の整備に当たっては分娩施設を設置すべきと考えるがどうか」「子供に関する問題について専門的な支援を行う児童相談所職員の資質向上に向けた取組について。また、複雑な相談ケースに対応している職員へのサポート体制について」「日本海総合病院が本格運用を開始した医療Ma a Sにおける移動診療車内での診察に係る法令等の解釈について。また、高齢化が進む中山間地域等の実情を踏まえ柔軟に診療を行うための法令等の見直しを国に求めていくべきと考えるがどうか」「地域がん診療連携拠点病院の指定要件見直しにより県立新庄病院が地域がん診療病院に類型変更されたことに対する県の考え方について」「山形県エネルギー戦略の開発目標の見直しにおける電源種別ごとの考え方について。また、地熱・天然ガス発電等の今後の開発の進め方について」「山形県子どもの生活実態調査における子供の貧困率の改善の要因及び今後の取組の方向性について」など、各般にわたり質疑・質問、意見の開陳及び課題解決に向けた提案等がなされたのであります。

次に、議員提出議案であります発議第十一号から発議第十三号までの三議案について御報告申し上げます。

これら案件の審査に当たりましては、委員会一日目の午後に集中審査を行い、会議規則第六十七条の規定に基づき、各議案の提出者及び賛成者の出席を求め議案の説明及び意見を聴取し、幅広い観点から慎重に審査を行ったのであります。

以下、その主な事項について申し上げますと、発議第十一号については、「特定野生鳥獣による農作物被害額及び獣種別捕獲数の推移について。また、各種法令に従い鳥獣被害防止対策に係る取組を県と市町村が進めている中で新たに条例を制定することの目的及びその意義について」「野生鳥獣肉や皮革等の有効利用を推進することが適正な個体数管理に与える影響について」「鳥獣被害防止対策を実効性の高い取組とするためには野生鳥獣と敵対するのではなく共存していくことが重要と考えるがどうか」「現在は市町村が主体となって行っている特定野生鳥獣による被害状況の把握を県の責務として規定することの目的について」「条例案の検討経過及び関係団体等の意見交換の詳細について」「鳥獣被害防止対策に対する部局横断的な取組への県の考え方について」など、発議第十二号については、「山形県子育て基本条例の改正に当たっては、児童虐待の防止だけではなく様々な観点から検討した上で包括的に条例を改正することが県民の利益につながると考えるがどうか」「本県において児童虐待の認定件数が高止まりしている状況を踏まえた県の児童虐待防止に係る取組状況について」「改正条例案における虐待の定義について。また、改正後に想定している児童虐待防止に向けた具体的な取組について」「児童虐待防止に係る対応は重要であるが、既存の条例の改正に当たっては現状の課題等を抽出し議論を重ねた上で具体的な取組を明示していく必要があると考えるがどうか」など、発議第十三号については、「県民の健康づくりに関して県が様々な施策を展開している中で条例を制定することの意義及びその考え方について」「個人の意思や置かれている状況を尊重するのであれば県民の役割として一日一回は笑う等の具体的な取組を条文に明記する必要はないと考えるがどうか」「毎月八日を『県民笑いで健康づくり推進の日』に定めることの狙いについて」「様々な困難な事情を抱える県民がいる中でほかの手法によらず条例の制定によって取組の推進を目指す考え方について」「条例案の策定に至った経緯及び関係団体からの意見の反映状況について」など、幅広い観点からの質疑及び意見の開陳がなされたのであります。

次に、審査の結果について申し上げます。

まず、発議第十二号の審査結果について申し上げます。

採決の結果、発議第十二号については、賛成反対同数のため委員長裁決により否決すべきものと決定いたしました。

次に、発議第十三号の審査結果について申し上げます。

採決の結果、発議第十三号については、賛成反対同数のため委員長裁決により可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第九十四号中本委員会所管分、議第九十七号、議第三百号から議第五百号まで及び発議第十一号の六議案の審査結果について申し上げます。

採決の結果、これら六議案については、全員異議なくいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の審査結果について申し上げます。

本委員会に付託になりました請願二件を審査した結果、請願一六号についてはなお調査検討の要ありと認め継続審査に付すべきものと、請願一七号については不採択とすべきものと、それぞれ決定いたしました。

次に、さきの定例会より継続審査に付されておりました請願二件の審査結果について申し上げます。

請願一一号についてはなお調査検討の要ありと認め継続審査に付すべきものと、請願一二号については紹介議員を通して取下げの申出がありましたのでこれを承認すべきものと、それぞれ決定いたしました。

以上をもって厚生環境常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（森田 廣議員） 農林水産常任委員長梅津庸成議員。

○農林水産常任委員長（梅津庸成議員） 農林水産常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第九十四号中本委員会所管分の一議案であります。

本議案の審査に当たりましては、執行部から説明を聴取し、審査の徹底を期したのであります。

審査の過程におきましては、付託議案はもとより所管行政の各般にわたり終始活発な質疑・質問がなされたのであります。

以下、その主な事項について申し上げますと、「今年のサクランボの収穫量が平年を大きく下回る見込みとなっている要因の分析状況及び収穫量の公表時期に対する県の考えについて」「本県のサクランボを維持・発展させていくためには高温による果実品質等への影響を踏まえ品種の転換に取り組むことや高温耐性のある新しい品種の開発を進めること、県独自の支援策を講じることが必要であると考えがどうか」「本県の農業用ダムや農業用ため池の貯水率が低下していることに対する県の認識及び対策について。また、今後懸念される水不足による米の生育への影響について」「庄内地域における松くい虫被害の状況及び被害への対応策について」「今年のアユの生育状況について。また、カワウによる被害状況及び被害防止に向けた対策について」「近年猛暑が続いていることを踏まえ、昨年大幅に下がったはえぬきの一等米比率を上昇させるための技術指導について。また、高温耐性を発揮した雪若丸の令和七年産作付を増やしていくべきと考えがどうか」「災害時にも活用でき若い世代にもニーズのあるパックライス等も活用した令和六年産米の販売プロモーションについて。また、本県産米の輸出の状況について」「六月六日に開催されたやまがたフルーツ百五十周年スタートアップイベントである『さくらんぼイブニング』の実施状況及び成果について。また、百五十周年の節目の年となる令和七年に向けた取組について」「昨年本格デビューした本県御当地サーモン『ニジサクラ』の目標出荷量に対する実績及び取扱養殖業者数について。また、生産、流通、販売に当たっては戦略的かつ総合的に取り組んでいくべきと考えがどうか」など、各般にわたり質疑・質問、意見の開陳及び課題解決に向けた提案等がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本委員会に付託になりました一議案については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって農林水産常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（森田 廣議員） 商工労働観光常任委員長相田光照議員。

○商工労働観光常任委員長（相田光照議員） 商工労働観光常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、請願一八号の請願一件であります。

本委員会においては、請願の審査はもとより所管行政の各般にわたり終始活発な質問がなされたのであります。

以下、その主な事項について申し上げますと、「労働生産性向上のためには各事業者によるDX化をさらに促すための取組を展開すべきと考えがどうか」「第二期山形県文化推進基本計画における子供の文化体験の創出に向けた取組について」「本県における指定文化財の保存修理の状況及び防火対策の実施状況について」「ポストコロナ対応特別金融相談窓口及び自動車等サプライチェーン関連中小企業支援対策特別金融相談窓口の利用状況について」「本県の麺文化をきっかけとして本県の魅力を広く知ってもらうための今後のアンテナショップの在り方について検討すべきと考えがどうか」「県内企業における廃業率が開業率に比して高くなっている要因について。また、その改善に向けた県の取組について」「外国人高度人材の育成における本県の施策の状況について。また、海外の送り出し機関における本県の認知度を高めていくための周知活動を積極的に実施していくことが必要と考えがどうか」「外国人人材の確保、受入れ態勢の整備状況及び今後の方向性について」「クルーズ船の酒田港への寄港による効果が県全体へ波及される施策を展開すべきと考えがどうか」など、各般にわたり質問、意見の開陳及び課題解決に向けた提案等がなされたのであります。

次に、請願の審査結果について申し上げます。

本委員会に付託になりました請願一件を審査した結果、請願一八号については、なお調査検討の要ありと認め継続

審査に付すべきものと決定いたしました。

以上をもって商工労働観光常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（森田 廣議員） 建設常任委員長遠藤寛明議員。

○建設常任委員長（遠藤寛明議員） 建設常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第九十五号、議第七号、議第八号、議第十号及び議第十一号の五議案であります。

これら案件の審査に当たりましては、執行部から説明を聴取し、審査の徹底を期したのであります。

審査の過程におきましては、付託議案はもとより所管行政の各般にわたり終始活発な質疑・質問がなされたのであります。

以下、その主な事項について申し上げますと、「やまがた省エネ健康住宅新築支援事業における登録事業者及び施工実績の状況について。また、当該事業による継続的な支援が必要と考えるがどうか」「企業局が供給する水道用水における有機フッ素化合物『PFAS（ピーファス）』の調査状況について」「少雪・少雨によるダムの貯水率及び企業局水力発電所の電力供給量への影響について」「令和四年八月豪雨で甚大な被害が発生した一般国道百二十一号沿線における土砂災害警戒区域等の状況について。また、同国道の強靱化に向けた今後の進め方について」「県営駐車場の利用状況について。また、利用台数及び収益の増加に向けた方策を検討すべきと考えるがどうか」「除雪事業者に対する稼働保障について増額等による保障の充実化を図る必要があると考えるがどうか」「増加傾向にある本県の空き家に対する施策の取組状況及び今後の実施方針について」「肘折発電所リニューアル事業を実施するに当たり工事における専任技術者の配置要件等について」「酒田工業用水道について、高温・少雨の影響が考えられる中、新たな水源として豊富な地下水の活用に向けた調査が必要と考えるがどうか」「防災・減災、国土強靱化対策のさらなる推進に向け本県特有の課題等を踏まえた十分な予算措置と支援の拡充等を求める意見書を提出すべきと考えるがどうか」など、各般にわたり質疑・質問、意見の開陳及び課題解決に向けた提案等がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本委員会に付託になりました五議案については、全員異議なくいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって建設常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（森田 廣議員） 総務常任委員長五十嵐智洋議員。

○総務常任委員長（五十嵐智洋議員） 総務常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第九十四号中本委員会所管分、議第九十六号、議第九十八号から議第二百二号まで、議第九十九号、議第一百十二号から議第一百四十四号までの十一議案であります。

これら案件の審査に当たりましては、執行部から説明を聴取し、審査の徹底を期したのであります。

審査の過程におきましては、付託議案はもとより所管行政の各般にわたり終始活発な質疑・質問がなされたのであります。

以下、その主な事項について申し上げますと、「南陽市で発生した大規模林野火災の対応に係る関係機関との連携について。また、地区住民への避難指示及び避難の状況について」「昨年度実施した山形県屋内スケート施設基礎調査の内容について。また、競技団体と連携した利用者確保の方策について」「今年度の県職員採用試験の大学卒業程度への申込み状況について。また、申込み者数が減少している中、優秀な人材の確保及び組織体制の維持に向けた取組について」「本県移住者の年齢層などの属性や移住を決めた理由について。また、移住者をさらに増やしていくためには市町村と連携した取組の強化が重要と考えるがどうか」「県の業務のDX化の推進状況について。また、ウェブ会議システムやAI会議録作成システム等のデジタルツールの導入による業務削減等の効果について」「食品衛生法の改正により漬物の製造・販売が許可制になったことによる県内における漬物の流通への影響及び県の対応について」「山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例に基づく免除の実績と今後の対応について」「精神疾患により長期に休んでいる県職員の状況について。また、職員の精神疾患の問題を解決するには、発生した職場において原因をしっかりと分析する必要があると考えるがどうか」「県内のAEDの設置状況や県民に対する周知方法について。また、緊急時において誰もが速やかに使用できる設置に係る工夫について」「県職員向けのリスクリングセミナーの実施状況について。また、セミナーを通して得た知識を組織に還元していくためリスクリングを戦略的に実施していく必要があると考えるがどうか」など、各般にわたり質疑・質問、意見の開陳及び課題解決に向けた提案等がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本委員会に付託になりました十一議案については、全員異議なくいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、さきの定例会より継続審査に付されておりました請願一件の審査結果について申し上げます。

請願一四号については、紹介議員を通して取下げの申出がありましたのでこれを承認すべきものと決定いたしました。

た。

以上をもって総務常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（森田 廣議員） 以上をもって各常任委員長の報告は終わりました。

この場合、討論の通告がありますので発言を許可いたします。

まず、発議第十二号山形県子育て基本条例の一部を改正する条例の制定についてに対する討論を行います。

三十四番高橋啓介議員。

○三十四番（高橋啓介議員） 県政クラブを代表して、発議第十二号山形県子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論いたします。

児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こども基本法が昨年四月に施行されたことに伴い、「こどもまんなか社会」の実現を目指す政策に大きく変わっていくものと期待するものであります。

このたびの条例改正は、現行の「子どもの最善の利益を考慮」という条文に「優先」という文言を追記し、虐待の防止という新たな理念を加えるものであり、その狙いは、重要かつ喫緊の課題となっている本県の子供の虐待を一刻も早く防止するため、条例に明文化することにあると捉えております。

集中審査において、改正は時期尚早であることや児童虐待の防止に関する新たな条例を制定すべきとの意見が出されましたが、こども計画が策定される前に、子供に関する上位条例である本条例に子供への重大な権利侵害に当たる児童虐待の防止を明記することで計画に新たな根拠を与えることにつながることから、御指摘の点は全く当てはまらないものと考えます。

また、委員会審査において条例改正に至った背景や施策の課題について質問がありましたが、本県の虐待認定件数は年間六百件を超え、今このときにも児童虐待が行われているおそれがあります。高止まりの理由は、複雑化する児童虐待へ対応した体制や未然防止につながる社会全体での体制整備が整っていないことが要因と考えます。

改正によって、通告機関による調査や保護・支援等に向け地域の体制整備、未然防止及び早期発見に対する研修等の機会が増進され、本県から児童虐待が減少する効果があると期待しております。

このたびの集中審査において特徴的だったのは、改正条例に対する執行部の見解が問われた際に、執行部からは、条例に明文化されることによって今後の施策展開の後押しになるとの発言があったことは、改正の理念が生かされるものと強く感じました。

子供は山形県の宝です。全ての子供たちを社会全体で守り育む真の「子育てするなら山形県」の実現のため、原案のとおり可決することを強く望み、賛成討論とさせていただきます。

○議長（森田 廣議員） 二十番相田光照議員。

○二十番（相田光照議員） 自民党会派を代表して、発議第十二号山形県子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

虐待は、議会・行政そして社会全体でゼロを目指さなければならない事案です。近年の高止まりしている県内の虐待認定件数を考えれば、虐待防止に対する早急な対応が必要であります。そのためには、議会内での課題解決に向けた深化する議論と、知事はじめ県当局に対する虐待防止策の拡充を提言していくことが何よりも必要なのではないのでしょうか。それを抜きにして、「虐待」という文字を加えて条例を改正することが課題を解決することにつながるものではありません。

集中審査では、改正することによりアナウンス効果が得られるとの説明がありました。改正が啓発の一助になることは否定するものではありません。しかし、知事の記者会見や県の広報媒体などを活用し虐待の現状の周知・啓発をすることで、より早く、深く、直接的に多くの県民に伝わるのではないのでしょうか。

山形県子育て基本条例は、本県の子供に関わる最高規範です。当然ながら、関係する条例や計画、施策に大きな影響を及ぼします。条例を改正するのであれば、現在の県の虐待防止策の課題や不足について時間をかけて調査検証し、現状より具体的かつ実効性のある施策展開につなげていくという視点が必要です。改めるには、現状より具体的な施策が必要なのです。

しかし、虐待に関連した条項では、具体的に言及しているにもかかわらず、その内容について集中審査の中で具体的に答弁がなされませんでした。つまり私は、条例を改正することで今後現状が改善するイメージを持てなかったのも事実です。

県当局では、この基本条例を基に「やまがた子育て応援プラン」を策定し、実行しています。そして今年度、山形県こども計画の策定作業に入っているさなかであります。そこでは、子供や保護者など当事者や専門家からの意見を聴取する機会や議会での議論をする機会がこれから数多くあるはずですが、それを踏まえた上で、本県の子供たちにとって最良の対応を取っていくことが今必要なのではないのでしょうか。

私は、前職、困難を有する子供たちと関わってきたからこそ見えるものがあります。一朝一夕に子供たちを取り巻

く環境や社会が変わり、課題解決するものではありません。恐らく、この条例の賛同者の中にも私と同じ思いを持っている方がおられるのではないのでしょうか。同じ経験をしてきたから分かることがあります。

条例を改正するだけでは本当の課題解決にはなりません。本当の意味での課題解決を目指すのであれば、議会で深い議論を交わし、県当局と連携して時間をかけてでも調査研究し、新たに虐待を防止する条例の制定を目指しましょう。

そんな思いを述べさせていただき、条例改正に反対する討論といたします。

○議長（森田 廣議員） 一番石川渉議員。

○一番（石川 渉議員） 会派を代表し、山形県子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について賛成の立場で討論を行います。

県内で子供の虐待の件数は高止まりとなっており、虐待を防止するための施策の強化が求められています。

山形県子育て基本条例は、やまがた子育て応援プランなどの計画の根拠条例となっており、県の子育てに関する施策の土台となる条例です。その中に条文で子供への虐待の防止を位置づけ、理解の増進、情報の提供、相談体制の整備などを明記することによって、これまでの県の施策がさらに強化されることが期待できます。

折しも本年は現在策定されているやまがた子育て応援プランの最終年に当たり、今年、次の計画の作成が行われます。そのタイミングで基本条例を改正することは、計画での子供への虐待を防止するための施策の位置づけが強化されることにつながり、時宜を得た提案と言えます。

虐待防止条例を策定したらどうかという意見がありますが、本条例は基本条例であって、基本条例を改正した上で虐待防止条例を制定する方法も可能と考えます。

提案の内容は妥当で、改正案は成立させるべきものであり、賛成を表明し、討論を終わります。

○議長（森田 廣議員） 次に、発議第十三号山形県笑いで健康づくり推進条例の設定についてに対する討論を行います。

二十五番石黒覚議員。

○二十五番（石黒 覚議員） ただいま議題となっております発議第十三号山形県笑いで健康づくり推進条例の設定について、県政クラブを代表いたしまして、反対の立場から討論を申し上げます。

私たちの健康増進に効果が高いとされる日常活動は多数存在することが、近年、多くの調査や研究で明らかになってきていることは承知をいたしております。当条例案で扱われております「笑い」もそうでありましょう。涙を流すことはストレスホルモンを体外に排出する効果があると言われております。かつて私が訪れた中国紹興市では早朝に小高い丘の上で腹から大声を上げる健康法を教えていただいたことがあります。いずれも個々の判断によって、自らにふさわしい健康法を選び遂行することが好ましく、その効果をさらに高めるものであらうと思うところであります。

このたびの発議第十三号山形県笑いで健康づくり推進条例の設定につきましては、笑いに特化し、毎月八日を「県民笑いで健康づくり推進の日」に定め、県、事業者、県民にそれぞれ役割を課すものになっており、県民は一日一回笑うことに努めるとあります。

人は生まれながらにして笑うことが困難な、障がいを抱えている方もいます。病気やけがによって笑うことが困難になった方もいらっしゃると思います。本県サクランボ農家の方々は今笑える状況にありますでしょうか。人は、それぞれが持つ困難に立ち向かいながら懸命に生きているものであります。

笑うことが健康によいことを否定するものではありません。しかし、県民の最高規範である条例に定めることによって、笑うことが困難な方々の人権を損なうことがあってはならないと強く考えるところであります。他県の取組について、提出者の説明には、北海道、福井県、大阪府、いずれも条例ではなく、健康増進計画や県民の理解推進など、決して笑いを課すものではなく、活動、運動の方向を共有するものだと理解をいたしました。

改めてもう一度申し上げます。笑うことが健康によいことを否定するものではありません。しかし、県民の最高規範である条例に定めることによって、笑うことが困難な方々の人権を損なうことがあってはならないと強く考えるところであります。

よって、発議第十三号山形県笑いで健康づくり推進条例案については、反対の意を強く申し上げ、討論とさせていただきます。

○議長（森田 廣議員） 九番伊藤香織議員。

○九番（伊藤香織議員） 自民党会派を代表して、発議第十三号山形県笑いで健康づくり推進条例の設定について、賛成の立場で討論をいたします。

笑うことが健康によいということは経験的に知られてきたところでありますが、このたび約二万人の県民を対象にした山形大学コホート研究において、笑う人に比べてほとんど笑わない人は死亡率が約二倍、心血管疾患発症率が約一・六倍となるなどの調査結果が明らかになりました。笑いは健康によい、寿命を延伸するということが世界で初め

て科学的に我が県民のデータに基づいて証明されたのであります。このことが示された今、まずは当事者である山形県民に広く知っていただいて健康づくりに役立ててもらいたい、そこにこのたびの条例化の意義があります。

そのほかにも多数の笑いと健康に関する考察があります。一日一回でも笑うことで免疫力が上がる、笑う頻度が多いほど認知機能低下が抑えられる、痛みが和らぐ、糖尿病の血糖値を下げる、アレルギー反応を低下させる、高齢者の睡眠をよくする、動脈硬化予防になる、ストレスを解消し鬱を改善する、などであります。

また、病院や介護の現場などでも笑いを治療やリハビリに取り入れ、幸福感や生活の質を向上させることにつながっています。笑うという歓喜的情動は苦悶的情動に勝り、妄想、興奮、不穏、焦燥、抑鬱などの問題行動を抑え、楽しい、うれしい、感動するという前向きな気持ちを持つことで身体的、精神的な健康を促進します。

一方、ストレスやネガティブな感情は交感神経を優位にし自律神経を乱すので、笑いたくないときも口角を上げるだけでネガティブな感情に支配されにくくなり、免疫力低下を防ぐことができます。そのほか、数多くの笑うことによる運動効果、心理的負担の軽減や他者とのつながりを豊かにする社会的効果等が示されているところです。このことから、笑うことは大いに県民全体の健康に寄与するものであることは明らかであります。

このたびの条例案は、一人一人が笑うことの効果等に関心を持ち、健康に対する理解を深め、家庭や職場での心身の健康づくりを推進することにより、明るく健康的な県民生活の実現を目指すものであります。

決して笑うことを強制しているわけではなく、笑うことができない、笑えないという方の個人の意思も十分に尊重することは何度も強調されておりますし、顔で、心で、脳で笑うことは健康増進、寿命延伸に資するということをぜひ御理解いただいて御賛同賜りますよう、また、この条例が今後の多くの県民の皆様方の様々な健康増進の取組の起点となることを願っております。

言うまでもなく、誰もが心から笑える社会、多様な価値観を尊重し包容する共生社会の実現こそ我々が目指さなければならない世界です。今問われているのは、県民の健康増進を推進していくかどうかであります。

改めて、山形県民の健康増進を願う多くの皆様方の御賛同を賜りますようお願いをいたしまして、討論を終わります。

○議長（森田 廣議員） 十一番 関徹議員。

○十一番（関 徹議員） 日本共産党県議団を代表して、発議第十三号山形県笑いで健康づくり推進条例の設定についてに反対の討論を行います。

条例案は、一日一回は声を出して笑うなど、笑いによる心身の健康づくりに取り組むよう努めるとして、笑うことを県民に努力義務として課すものとなっています。「個人の意思を尊重し、及びその置かれている状況に配慮するものとする。」という一文がありますが、「努める」という条文の意味は消去されていません。

笑いの日の期間は毎月八日と、年間十二回に及ぶものになっています。

笑いが健康の維持増進に資するものであることを証明する有力な研究が発表されていますし、笑いが暮らしと人生に幸福感をもたらすものの一つであることについては、社会に一定の共通認識があると言えます。

しかし、笑うこと及び笑わないことは、憲法が保障するところの思想信条の自由、内心の自由に関わる基本的人権の一つであり、健康増進も含めて、いかなる理由であろうとも、誰からも強制、指示、義務づけられるようなことがあってはならないのです。

障がいなどによって笑うことができない県民もおられます。そうでなくとも、不安定雇用、低賃金、低年金、物価高騰などなど、どれほど多くの県民が笑う気持ちになれないか思いを至らせなければなりません。

政治がなすべきことは、笑いなさいと指示することではなく、多くの県民が笑顔でいられるように県民の困難の解決に全力を尽くすことと考えます。

日本国憲法は、戦前の政治についての深い反省の上に立って、基本的人権を永久に侵してはならない原理として位置づけ、国家権力による人権侵害が起こらないように議会制民主主義、三権分立等の権力の制限を図りました。議会はその理念を深く理解し、政治が県民に義務を課すことについては、常に自省的に、慎重の上にも慎重であらなければなりません。

今月に入って条例案に危惧を感じた県民がオンライン署名を立ち上げ、今朝、その申入れも行われました。署名のサイトに加えて、Xでも二十件余りのつぶやきが広がっていました。鬱がつらいときなど笑いたくても笑えないことがあります。せいぜい標語にしておけばいいのであって、条例にすべきものではありません。条例で笑えと感情を強要するなんて恐ろし過ぎて言葉がありませんなどなど、主権者としての健全な感覚に基づいた声が上がっていました。

こうした声を真摯に受け止め、条例案は撤回されるべきものであることを訴えまして反対討論とします。

○議長（森田 廣議員） 次に、請願一七号に対する討論を行います。

十三番 梅津庸成議員。

○十三番（梅津庸成議員） 県政クラブを代表し、山形県退職者連合提出の請願一七号に関し、厚生環境常任委員長

の報告に反対の立場から討論をいたします。

マイナカードの保険証としての利用率が上がりません。山形県の直近の利用率は七・九四%で、全国平均よりも若干高いものの、一割にも至っていません。全国でも全人口の約七四%がマイナカードを保有し、そのうち八割近くがマイナ保険証の登録を済ませているにもかかわらず低い数字です。

理由は明白です。セキュリティの問題です。日経新聞によると、ある調査では、「盗難や紛失による悪用リスクが不安だ」とする身分証のトップがマイナカードで、回答の六一%だそうです。第二位が運転免許証で一六%、第三位が健康保険証で一%と、マイナカードへの不安が他を大きく引き離しています。

また、請願にもあるとおり、他人のマイナカードにひもづけられる事案が頻発し、全額自己負担の例もありました。さらには大量の偽造が発見されており、一枚五分で作れるとのことでした。

このように、セキュリティに大きな問題がある中で、特に請願提出者は高齢者の方々であり、持ち歩くことへの不安があるだけでなく、これまでは保険証が送られてきたところ、出向かなければならないこと、また、様々な情報を扱うマイナカードの更新や紛失した場合の再発行に煩雑な手続が必要になるため時間と労力を要するようになり、高齢者としてきちんと対応できるか不安を持つのは理解できることです。

こうした課題がある中で、十二月二日に期限を区切って健康保険証を廃止することはあまりに性急であり、六か月を切った今、高齢者の皆様が抱く懸念を請願記載の二つの事項の形で国に伝えたいと思うことはごく自然なことではないでしょうか。

資格確認書が交付されるから問題ないとの声も聞こえます。資格確認書は、あくまで当分の間の経過措置でしかありません。経過措置の取りやめは極めて容易であり、そうなれば、結局マイナ保険証にせねばならなくなり、任意であるはずのマイナカードを事実上強制的に取得させなければならなくなります。

デジタル庁は、去る三月、セキュリティを強化した全く新しいマイナカードを二〇二六年にも導入すると発表しました。健康保険証を廃止するのは、セキュリティが強化された新たなカードが多くの国民に定着した後でも全く問題ありません。

今求められているのは、廃止の期日を設定するのではなく、新カード発行で偽造防止、情報漏えいを防止できる堅固なシステムを構築し、多くの国民が抱くセキュリティ上の懸念を払拭するほか、それまでの間は、高齢者の理解を得る努力を重ねるとともに、現役世代がマイナ保険証を使用することで得られるメリットを拡大させるなど、様々な措置を講ずること、さらには、五月の法改正で実施できるようになったスマホでの利用の開始及び定着など、さらに利便性を向上させることを含めて準備をしていくことではないかと思えます。

山形県議会として、本請願の不採択により県民、特に多くの高齢者の方々が抱く懸念を国に伝えることを否定するのは極めて乱暴だと言わざるを得ません。

以上、政府に対して地域の心配を伝えていくその役割を本県議会がしっかりと果たすことを求め、本請願不採択の厚生環境常任委員長報告に反対の立場からの討論をいたします。

○議長（森田 廣議員） 十八番佐藤正胤議員。

○十八番（佐藤正胤議員） 自民党会派を代表し、請願一七号について不採択とする厚生環境常任委員長報告に賛成の討論をいたします。

少子高齢化を伴う人口減少が進行する中で、あらゆる産業において人手不足、人材不足が大きな問題となっています。それは、医療現場、医療事務の現場でも全く同じであります。

これまで医療機関、薬局等では、適正な医療を提供するため、過去の診療情報や飲み合わせの悪い薬はないかなど、問診でその都度確認をする必要がありました。また、加入している保険の資格情報の確認では、保険証の情報を目視で確認してシステムに手入力するといった対応が必要でした。

しかし、マイナンバーカードを健康保険証として利用し、情報提供に同意すれば、薬や特定検診などの情報を医師・薬剤師にスムーズに共有することができ、医療現場での業務効率化を図ることができます。

また、保険資格の情報確認においても、マイナンバーカードと顔認証付きのカードリーダーを用いて資格情報などを自動取得することができるため、不正利用の防止につながる上、医療事務職員の負担が大幅に軽減されます。

このように、マイナンバーカードを保険証として活用することは多くのメリットがある上、データに基づくよりよい医療が受けられることにつながるようになります。

世界的なデジタル化のスピードに遅れることなく、国内の課題である人口減少による労働力不足に対応するためにも、業務の効率化を図り、生産性を向上させるため、国を挙げてデジタル化、DXの加速に取り組むことが大切です。そのためにも、マイナンバーカードを積極的に活用することで、日本のデジタル化、DXの進展に寄与し、国民の暮らしやすさと日本の国際競争力を保持することが必要です。

マイナンバーカードを健康保険証として活用することのメリットを享受することで、より先進的で安心した国民生

活を実現するためにも、『国に健康保険証廃止の撤回を求める』請願』について、不採択とする厚生環境常任委員長の報告に賛成するものであります。

○議長（森田 廣議員） 一番石川涉議員。

○一番（石川 涉議員） 会派を代表して、『国に健康保険証廃止の撤回を求める』請願』は採択すべきとの立場から討論を行います。

デジタル化は新しい科学技術の発展であり、その活用は国民生活の利便性を大きく高めるものです。しかし、よいものだからと国民の理解と納得を得るのではなく、自由な選択をさせずに強制することで施策を進めるやり方は許されません。国民の自由は最大限尊重されなければなりません。

カードの取得は任意であり、同じくカードに保険証の機能をひもづけることも任意です。政府も否定することはできません。

国民にカードを取得してもらい、さらに機能をひもづけてもらう。そのためには、デジタル化のメリットや政府の政策について丁寧に粘り強く説明し、国民の納得と合意の下に進めることが必要です。

ところが政府は、カードの取得に当たっては高額のポイント付与などという邪道に走り、それが行き詰まると、今度は保険証機能のひもづけと現行保険証の廃止を言い出しました。これが政治の王道と言えるやり方なのでしょうか。

今までの保険証が発行終了となっても資格証明書が発行されるので問題がないという意見があります。しかし、現に現場では十二月に発行が終了することが声高にアナウンスされ、国民が誤解し慌ててカードを取得し機能をひもづけるという事例が出ています。国民に誤解させるようなやり方もマイナ保険証を取得させるためにはやむを得ないともいうのでしょうか。このようなやり方を認めるわけにはいきません。

請願は、一「マイナンバーカードと一体化されたマイナ保険証の取得は、申請による任意の判断のみに基づくとの原則を明確にすること。」、二「現行健康保険証を二〇二四年十二月二日に廃止するとの措置を撤回し存続させること。」の二項目についての意見書提出を求めています。願意は県民の不安に応える内容であり、当然採択すべきです。

改めて採択を主張し、討論を終わります。

○議長（森田 廣議員） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案について採決いたします。

初めに、発議第十二号山形県子育て基本条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。発議第十二号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森田 廣議員） 起立少数であります。よって、発議第十二号は否決されました。

次に、発議第十三号山形県笑いで健康づくり推進条例の設定についてを採決いたします。

お諮りいたします。発議第十三号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森田 廣議員） 起立多数であります。よって、発議第十三号は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま採決いたしました二議案を除く二十二議案について採決いたします。

お諮りいたします。議第九十四号から議第百十四号まで及び発議第十一号の二十二議案については、いずれも原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田廣議員） 御異議なしと認めます。よって、議第九十四号から議第百十四号まで及び発議第十一号の二十二議案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願について採決いたします。

初めに、請願一七号について採決いたします。

請願一七号に対する厚生環境常任委員長の報告は不採択であります。

お諮りいたします。請願一七号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森田 廣議員） 起立多数であります。よって、請願一七号は厚生環境常任委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、ただいま採決いたしました請願一件を除く請願六件について採決いたします。

お諮りいたします。請願一一号から請願一四号まで、請願一六号及び請願一八号の請願六件については、いずれも関係常任委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田 廣議員） 御異議なしと認めます。よって、これら請願六件はいずれも関係常任委員長報告のとおり決定いたしました。

〔参 照〕

請 願 審 査 結 果 一 覧 表

令和6年6月定例会

区分	番号	受理年月日	関係委員会	件名	提出者	紹介議員	審査結果	措置
請願	16	6. 6. 11	厚生環境	医療機関・介護施設へのさらなる支援の拡充と、ケア労働者の勤務環境と処遇の改善を求める意見書の提出について	山形市青田南6番28号 山形県医療労働組合連合会 執行委員長 渡辺 勇仁	齋藤、橋本、松井、江口、梅津、青木、吉村、高橋（啓）	継続審査	
”	17	6. 6. 18	”	「国に健康保険証廃止の撤回を求める」請願	山形市木の実町12番37号 大手門パルズ連合山形内 山形県退職者連合 会長 三澤 裕	江口、梅津、高橋（淳）、高橋（啓）	不採択	
”	18	”	商工労働観光	山形地方最低賃金の改善を求める請願について	山形市木の実町12番37号 日本労働組合総連合山形県連合会 会長 船山 整	江口、梅津、高橋（淳）、吉村、高橋（啓）	継続審査	

付託委員会	件数	審査結果			
		採択	不採択	継続審査	撤回
厚生環境	2		1	1	
商工労働観光	1			1	
計	3		1	2	

継 続 審 査 請 願 審 査 結 果 一 覧 表

令和6年6月定例会

区分	番号	受理年月日	関係委員会	件名	提出者	紹介議員	審査結果	措置
請願	11	5. 12. 4	厚生環境	人道的見地から「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を求める意見書の提出について	鶴岡市水沢字行司免43-13 「平和の礎」名前を読み上げる山形の会 代表 漆山 ひとみ	青木、石黒、高橋（啓）	継続審査	

請願	12	5. 12. 4	厚生 環境	医療機関・介護施設 への支援の拡充と、 患者・利用者の負担 を軽減し診療報酬・ 介護報酬を大幅に引 き上げるための意見 書の提出について	山形市青田南6番 28 号 山形県医療労働組合 連合会 執行委員長 渡辺 勇仁	齋藤、橋本、 松井、青木、 吉村、 高橋（啓）	撤 回	
〃	13	6. 2. 20	文教 公安	夜間中学の開設につ いて	福島県福島市南沢又 字曲堀東8-6 夜間中学校開設を進 める会 代表 武田 徹	石黒、吉村、 高橋（啓）、 木村	継続審査	
〃	14	〃	総務	ガザ地区での即時停 戦を求める意見書の 提出について	寒河江市西根高畑 71 -2 市民連合やまがた 代表 菊地 若奈	齋藤、橋本、 松井、 石川（正）、 江口、梅津、 今野、青木、 石黒、 高橋（啓）	撤 回	

付託委員会	件 数	審 査 結 果			
		採 択	不採択	継続審査	撤 回
総 務	1				1
文 教 公 安	1			1	
厚 生 環 境	2			1	1
計	4			2	2

日程第二十六発議第十五号の意見書案一件

○議長（森田 廣議員） 次に、日程第二十六発議第十五号防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書案を議題に供します。

〔参 照〕

発議第 15 号

意 見 書 （案）

防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進を求め  
る意見書

近年、異常気象の常態化・局地化により、全国各地で大規模な自然災害が毎年のように発生しており、加えて令和6年能登半島地震のような大規模地震の切迫性も高まっている。本県においても平成30年8月、令和元年10月、令和2年7月、令和4年8月と相次いで記録的な豪雨や局地的な大雨による災害、令和4年12月には急傾斜地における土砂災害に見舞われ尊い命が失われるなどの甚大な被害が発生した。

国においては、令和7年度までを期間とする「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を策定し、地方とともに集中的な対策を実施している。また、本年6月21日に政府が定めた、いわゆる「骨太の方針2024」において、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に切れ目なく国土強靱化の取組みを進められるよう、「国土強靱化実施中期計画」に向けた検討を最大限加速化し、今年度の早期に策定に取り掛かることとされたところである。

本県においては、令和3年3月に策定した「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」に基づき、国の5か年加速化対策等の予算を活用しながら取組みを進めており、対策が行われた箇所では被害が抑止・軽減されている。しかしながら、自然災害発生時においては、住民の安全・安心を脅かす被害が依然として各所で多数発生している状

況にあることから、国土強靱化の取組みを切れ目なく継続的・安定的に推進していくことが求められている。

よって、国においては、激甚化・頻発化する自然災害を踏まえた対策を引き続き強化し、住民の生命と暮らしを守るため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

#### 記

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の最終年度となる令和7年度においても、近年の資材価格の高騰にも対応した必要な予算・財源を確保すること。
- 2 災害に屈しない国土づくりを、切れ目なく、一層推進するため、現対策を上回る事業規模とする「国土強靱化実施中期計画」を令和6年内の早期に策定し、地方財政の更なる拡充を図ること。
- 3 道路の除排雪や除雪機械の更新、地吹雪対策のための防雪柵や雪崩対策施設及び消雪や流雪溝の整備・更新等の雪国特有の課題に対応するための施策を「国土強靱化実施中期計画」に盛り込むこと。
- 4 近年の気候変動（みぞれ・降雨、融雪の増加、ゼロクロッシングの発生）を要因とした路盤の凍結・融解による道路舗装の損傷に対し、国の支援を早急に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

あて

国土交通大臣

国土強靱化担当大臣

内閣府特命担当大臣（防災）

内閣官房長官

山形県議会議長 森田 廣

以上、発議する。

令和6年7月5日

提出者 山形県議会建設常任委員長 遠藤 寛明

○議長（森田 廣議員） この場合、お諮りいたします。発議第十五号については、建設常任委員会において十分検討の上提出された案件でありますので、所定の手続を省略、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田 廣議員） 御異議なしと認めます。よって、所定の手続を省略、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。発議第十五号については、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田 廣議員） 御異議なしと認めます。よって、発議第十五号は原案のとおり可決されました。

なお、可決されました意見書の字句の整理は私に御一任願います。

#### 日程第二十七議員の派遣について

○議長（森田 廣議員） 次に、日程第二十七議員の派遣についてを議題に供します。

この場合、お諮りいたします。議員の派遣については、事件の性質上所定の手続を省略、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田 廣議員） 御異議なしと認めます。よって、所定の手続を省略、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

まず、お手元に配付の議員派遣一覧表中、「29 海外政策課題調査」について採決いたします。

お諮りいたします。「29 海外政策課題調査」については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森田 廣議員） 起立多数であります。よって、「29 海外政策課題調査」はお手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

次に、ただいま採決いたしました一件を除く議員派遣四件について採決いたします。

お諮りいたします。議員派遣一覧表中「30 第百四十七回北海道・東北六県議会議長会議」から「33 庄内農業高等学校生徒と県議会議員との意見交換会」までについては、お手元に配付のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田 廣議員） 御異議なしと認めます。よって、「30 第百四十七回北海道・東北六県議会議長会議」から「33 庄内農業高等学校生徒と県議会議員との意見交換会」までについては、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

〔参 照〕

議 員 派 遣 一 覧 表

令和6年7月5日

番号	内 容
29	海外政策課題調査 (1) 目的 海外における行政施策等の調査・研究を行い、その結果を議会審議等に反映させるため (2) 場 所 ドイツ、デンマーク、フィンランド (3) 期 間 令和6年7月6日（土）から7月13日（土）まで (4) 議員名 石川 正志、阿部ひとみ、五十嵐智洋、矢吹 栄修、伊藤 重成
30	第147回北海道・東北六県議会議長会議 (1) 目的 本県議会が参加する上記の会議に出席するため (2) 場 所 秋田県 (3) 期 間 令和6年8月28日（水） (4) 議員名 矢吹 栄修
31	令和6年度北海道・東北六県議会議員研究交流大会 (1) 目的 北海道・東北六県議会議長会が主催する上記の大会に出席するため (2) 場 所 秋田県 (3) 期 間 令和6年8月29日（木） (4) 議員名 石川 渉、石川 正志、江口 暢子、阿部 恭平、石塚 慶、阿部ひとみ、今野美奈子、高橋 弓嗣、佐藤 文一、佐藤 正胤、遠藤 寛明、遠藤 和典、高橋 淳、五十嵐智洋、矢吹 栄修
32	新庄南高等学校生徒と県議会議員との意見交換会 (1) 目的 上記の意見交換会に出席するため (2) 場 所 新庄市 (3) 期 間 令和6年9月3日（火） (4) 議員名 石川 渉、伊藤 香織、石塚 慶、石黒 覚、矢吹 栄修
33	庄内農業高等学校生徒と県議会議員との意見交換会 (1) 目的 上記の意見交換会に出席するため (2) 場 所 鶴岡市 (3) 期 間 令和6年9月9日（月） (4) 議員名 江口 暢子、阿部ひとみ、高橋 弓嗣、佐藤 文一

○議長（森田 廣議員） 以上をもって今期定例会の議事は全部終わりました。

これをもって令和六年山形県議会六月定例会を閉会いたします。

午後 零時 十五分 閉 会

議長	森	田		廣
会議録署名議員	石	黒		覚
同	加	賀	正	和
同	奥	山	誠	治